

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 街なか居住の現状と必要性

中心市街地内では、震災により減少した人口の回復には至っていない状況であるが、一方で、本市の都市圏への交通利便性の高さから、駅周辺を中心として、特に若いファミリー層を対象とした集合住宅の整備が民間企業により進められているところである。

しかしながら、競合する周辺都市への人口流出も見られており、今後ますます都市間競争が厳しくなるなかで、本市では、中心市街地内の街なか居住施策の展開ではなく、本市の新たな魅力付けに重点をおいた事業展開を図ることが有効であると考えられる。

そのため、「ことば文化都市伊丹」を掲げた都市ブランドイメージの向上を図り民間企業による一層の住宅整備を誘導することにより街なか居住を推進していくことが必要である。

これらの都市条件の中で、民間による居住推進事業は、中心市街地の活性化に必要な事業であり、本基本計画に位置付ける。

(2) フォローアップの考え方

毎年度末に居住人口の動向等の確認を行い、必要に応じて事業実施の検討等を実施する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 伊丹 3 丁目分譲マンション建設事業 【内容】 高層分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成 19 年度～20 年度	丸紅(株)	区域内の近隣商業地域に鉄筋コンクリート造地上 13 階建、総戸数 99 戸の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。これは「暮らしやすく集い学べる郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業である。		
【事業名】 中央 5 丁目分譲マンション建設事業 【内容】 高層分譲マンションの建設事業 【実施時期】 平成 19 年度～20 年度	(株)日本エスコン	区域内の商業地域に鉄筋コンクリート造地上 14 階建、総戸数 60 戸の分譲マンションを建設し、まちなか居住を促進する。これは「暮らしやすく集い学べる郷町(まち)なか」の目標達成のために必要な事業である。		